

## 神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

### 1 意見募集期間

令和6年1月15日（月曜日）から令和6年2月13日（火曜日）

### 2 意見募集結果

提出意見の件数 2件（意見提出者数 2人）

意見区分	件数
1 改正内容に関する意見	0件
2 その他	2件
合計	2件

### 3 提出意見に対する県の考え方

#### （1）意見反映区分

区分	件数
A 規則に反映させたもの	1件
B 意見の趣旨が既に規則に盛り込まれているもの	0件
C 今後の参考にするもの	0件
D 規則に反映できないもの	0件
E その他	1件
合計	2件

(2) 意見に対する県の考え方

番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	2	<p>神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則を拝見したところ、別表1の1海水浴場及びその他の遊泳場の施設基準(8)の文末に違和感を感じました。</p> <p>「当該区域を明確に識別できる設備がされていること。」ではなく、「当該区域を明確に識別できる設備があること。」ではないでしょうか。</p> <p>恐縮ですが、こちらの改正もご検討いただけますと幸いです。</p>	A	<p>ご意見を受け「当該区域を明確に識別できる設備がされていること。」を「当該区域を明確に識別できる設備が設けられていること。」に改めました。</p>
2	2	<p>今回の改正箇所ではないのですが、現行規則の別表第2の2プールの管理運営の基準(2)オ(ア)にあるpH値の記載について、PH値となっております。</p> <p>もし可能であれば、正しく修正されてはいかがでしょうか。</p>	E	<p>神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則（以下「規則」といいます。）のこれまでの改正の内容を確認したところ、現行の規則の正しい表記は「pH値」となっており、意見募集のページで掲載した「（関係資料）現行の神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則」での表記（PH値）は誤りでした。</p> <p>現行の規則は、ご意見でいただいたとおりの正しい表記（pH値）となっております。ご意見をいただきましてありがとうございます。</p>